

受領番号 陸軍省受領式第一〇四一号 起元庁(課)名 大臣官房  
件名 陸海軍記念日ニ行幸ノ件

白川義則

大臣 (花押)

次官 (印・畑)

高級副官 (印・松浦)

提出 昭和三年五月二十九日

副官より在京一般

〔在京者ノ内宮中席次第第一階者  
東京偕行社理事長 在郷  
軍人会理事ヲ含ム〕

へ通牒

自今陸海軍記念日ニ御都合宜シキ場合ニ於テハ東京偕行社(場所江  
臨時変更(数文字不明)及水交社ニ行幸在セラルル御内意ニ在セラル  
ル旨漏レ承リシニ付通牒ス

陸普 第二五六号 五月三〇日

注意、第一師団行ニハ左ノ追書ヲ加フ

追テ在京在郷將校同相当官 (宮中席次第 階名並□□)ニハ  
伝達方可然取計相成度

在郷軍人会理事行ニハ左ノ追書ヲ加フ

追テ在京在郷將校同相当官へハ第一師団アリ通牒ノ為ニ付申添  
フ

別紙ノ難有 御思召ヲ広ク陸軍一般ニ伝フル為陸普ニテ通牒致度意  
見ノ処差仕無之ヤ御伺申上候

昭和三年五月二十五日

陸軍省副官 松浦淳六郎

瀨川侍従武官 殿

侍従武官ヨリ高級副官ヲ招致シ第一項ハ可ナル旨口達アリ

自今陸海軍記念日ニ御都合御宜シキ場合ニ於テハ東京偕行社及水交  
社ニ行幸在セラルル御内意ニアセラルル

「右ハ該記念日力単ニ陸海軍ノミニ限ラス国家的記念日ナル意味ニ  
於イテ御内定アラセラレタルヤニ漏レ承ル」

「内ハ削除ノコト高級副官ヨリ命セラル其ノ理由

宮内省全般□正式意見ト云フ非サル力故ナル